

一般社団法人月山朝日観光協会イメージキャラクター「ガッさん」着ぐるみ使用管理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は一般社団法人月山朝日観光協会(以下、観光協会という)が所有するイメージキャラクター「ガッさん」の着ぐるみ(以下、「ガッさん着ぐるみ」という)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第 2 条 ガッさん着ぐるみの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 町産農林水産物又は町産農林水産物を主原料とする加工食品並びに材料を問わず西川町内において特産となっている食品・加工品等の PR 活動
- (2) 西川町の観光・文化・産業等の PR 活動
- (3) その他、観光協会が認める用途

(貸出)

第 3 条 ガッさん着ぐるみを使用しようとするものは、「ガッさん着ぐるみ借用申請」(別紙様式)を一般社団法人月山朝日観光協会長(以下「観光協会長」という)に提出し、許可を受けなければならない。

(使用できる者の範囲)

第 4 条 ガッさん着ぐるみを使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 観光協会の事務局員
- (2) 国又は地方公共団体及びその関係機関
- (3) 第 2 条に掲げる用途について、観光協会と連携して活動する者、その他、観光協会が認める者

(使用上の注意)

第 5 条 ガッさん着ぐるみを使用するにあたっては、次に掲げることに注意すること。

- (1) 観光協会及び「ガッさん」のキャラクターのイメージを損なう行為を行わないこと
- (2) 火気、危険物付近及び雨天時の屋外での使用をしないこと
- (3) 返却時にはアルコールスプレーを使用し除菌、消臭処理をしておくこと
- (4) 破損劣化等の損傷が生じないように細心の注意を払うこと。万一、破損劣化等が生じた場合には使用者の責任において修繕し返却すること

(事故補償等)

第 6 条 使用者が、ガッさん着ぐるみの使用によって発生した事故及び第三者に与えた損害又は損失について、観光協会は損害賠償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ガッさん着ぐるみの使用に関して必要な事項は、観光協会長が別に定める。

附則

この要綱は平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

(様式)

一般社団法人月山朝日観光協会イメージキャラクター

「ガッさん」着ぐるみ借用申請書

年 月 日

一般社団法人月山朝日観光協会長 殿

下記のとおり借用したいので申請いたします。

記

申込者	住 所	
	団 体 名	
	担 当 者 名 所 属 ・ 氏 名	
	連 絡 先	TEL
使用内容	使用日時	年 月 日() ~ 日()
	使用場所	
	イベント名	
	使用目的	
借用希望日 平日 8:30 ~ 17:00		
返却予定日 平日 8:30 ~ 17:00		

使用に際しては、ガッさん使用管理要綱の規定を遵守すること。